

令和5年度

高島市総合教育会議

市内小中学校における個別の教育的支援を必要とする児童生徒への対応について

1. 子どもたちをとりまく環境の変化と課題
2. 関係機関と連携した継続的な支援を要する主なケース
3. 子ども・保護者への支援に向けた関係機関との連携

1. 子どもたちをとりまく環境の変化と課題

- 人口減少
- 経済的格差の広がり
- 保護者の価値観の多様化
- 児童虐待の増加
- IT化の進展と有害情報の氾濫
- 不登校児童生徒の増加

1. 子どもたちをとりまく環境の変化と課題

高島市の児童生徒数の推移(小1～中3)

H25・・・4,002人

R5 **3,017人**

R11・・・2,449人(出生者数による予測)

1年間で約100人ずつ減少

1. 子どもたちをとりまく環境の変化と課題

市内における学校や相談窓口への相談内容

- 不登校や行き渋りに関すること
- いじめや人間関係に関すること
- 特別支援教育に関すること
- その他(部活動・学習・進路・子育て・・・)

※市教育相談・課題対応室への相談の内、約6割が不登校に関する内容

2. 関係機関と連携した継続的な支援を要する主なケース

ケース① 不登校児童生徒への対応

ケース② 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

ケース③ 児童虐待が心配される児童生徒への対応

2. 関係機関と連携した継続的な支援を要する主なケース

ケース① **不登校**児童生徒への対応

(令和4年度)

小学校 約50人に1人 在籍

中学校 約20人に1人 在籍

全国・県・市とも同程度

教育機会確保法(H28~)の基本理念

- ① より良い学校づくり (すべての子どもたちが**安心**して生活が送れるよう...)
- ② 不登校は**問題行動ではない** (誰にでも起こりうる...)
- ③ **社会的自立の尊重** (学校に**登校するという結果のみを目標とせず**...)
- ④ **民間連携** (連携して支援...)
- ⑤ 学校内外の**学びの場**も整備 (自分のクラス以外にも**安心して学べるよう**...)
- ⑥ 一人ひとりに合った支援 (**子どもによっては休養が必要**...)
- ⑦ 夜間中学校を全国に設置
- ⑧ 様々な方が学べる環境



COCOLOプラン(R5)

- ◎不登校により**学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする**ことを目指す。
・学びの多様化学校・校内教育支援センター(別室)・教育支援センターの強化など

高島市の不登校対応について

【学校】

- ・教室に入れない児童生徒のためにサポートルーム(別室)を設ける、放課後登校を促す、家庭訪問を行うなど、チーム学校で支援を行っている。
- ・学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理面のサポート、環境調整を行っている。
- ・登校することに抵抗がある場合は、教育支援センター「スマイル」やあすくる高島、民間のフリースクール等を紹介している。また、相談窓口として、教育相談・課題対応室、あすくる高島、子ども家庭相談課等を紹介している。

【高島市】

- ・教育支援員23名の配置、スクールソーシャルワーカー1名の配置
- ・教育支援センター「スマイル」指導員を3名から4名に増加(令和5年度)
- ・教育相談・課題対応室に2名の心理士を配置

2. 関係機関と連携した継続的な支援を要する主なケース

ケース② 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

8.8% (2022年 国の調査) 2012年は6.5%

35人学級に3人の割合

本市は国の調査よりも割合が高い

障害者差別解消法(H28～)

障がいを理由とする「**不当な差別的な取り扱い**」の**禁止**と障がい者への「**合理的配慮の提供**」が求められている。



発達障がいのある児童生徒への**合理的配慮**については、**学習上・生活上の困難**を改善・克服するための配慮が必要

- ・読み・書きや計算、記憶などの**学習面**の特性による困難さ
- ・不注意や多動性、衝動性など**行動面**の特性による困難さ
- ・**対人関係やコミュニケーション**に関する特性による困難さ

個別的な配慮が必要

二次的な問題を防ぐ

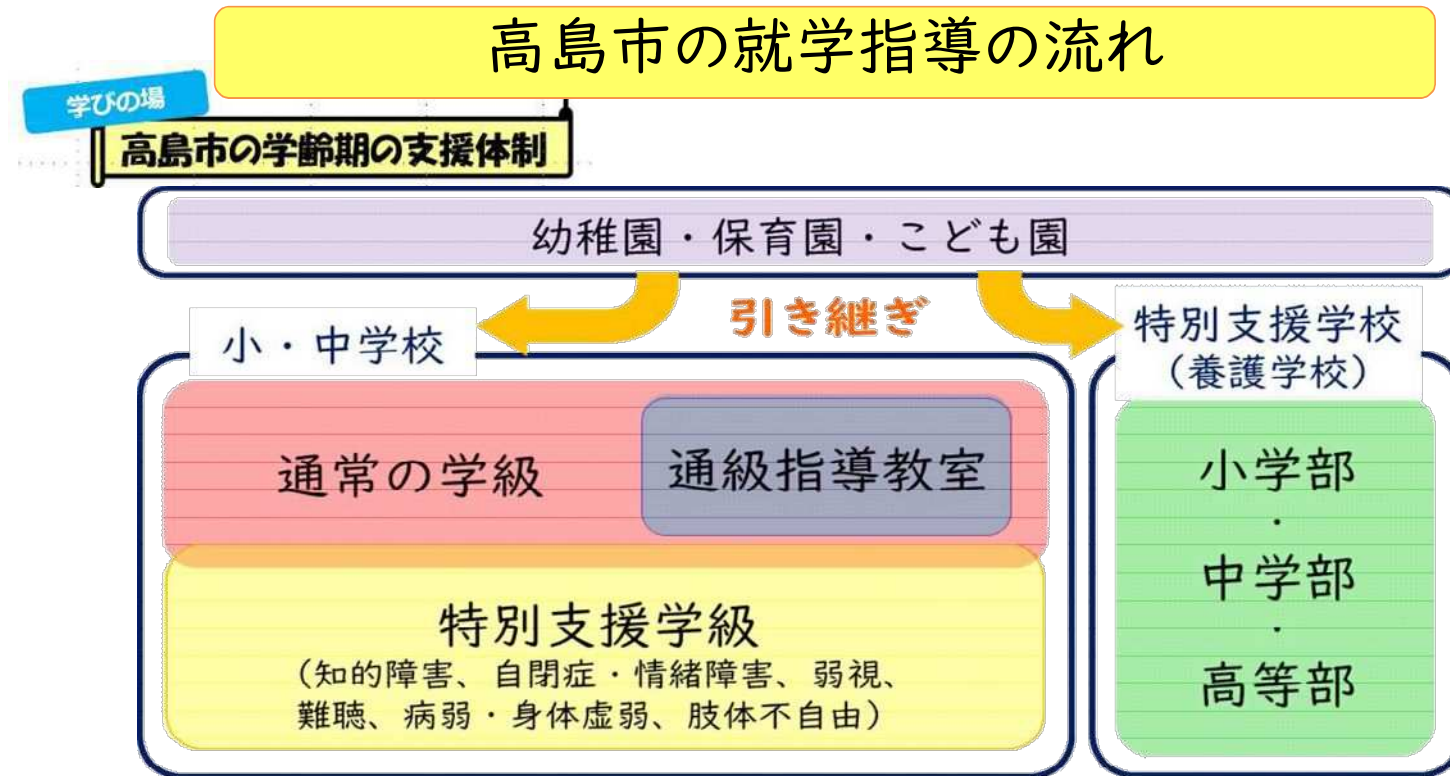
高島市の特別な支援を必要とする児童生徒への対応について

【学校】

- ・児童生徒、保護者、学校で合理的配慮について相談を行う。
- ・保護者と特別支援学級への入級について相談を行う。
- ・発音や言葉に関する悩みやコミュニケーションがうまく取れないなどの悩みがある場合は、[通級指導教室](#)につなぐ。
- ・発達に関する困りごとや必要な支援について、[児童発達支援センター「エール」](#)と連携し、保護者との相談を行う。必要に応じて発達検査を実施する。

【高島市】

- ・[教育支援員23名](#)の配置、[スクールソーシャルワーカー1名](#)の配置
- ・[児童発達支援センター「エール」](#)にて、0歳から18歳まで切れ目のない支援
- ・[通級指導教室](#)を小学校に3校、中学校に1校設置



高島市教育支援委員会

対象の幼児児童生徒の適切な学びの場や支援について、医者、学識経験者、教育機関の職員、行政機関の職員が、多角的、客観的に検討を行う。

特に、特別支援学校および特別支援学級への就学・編入をする際は、障がいの種類および程度が、その教育を行う対象かを判断する。

ケース② 特別な支援を必要とする児童生徒への対応

保育園・幼稚園・こども園

専門的な視点からの見立て 保育者の見立て

園内での検討

保護者との就学相談

高島市教育支援委員会



小学校

特別支援学校(小学部)

担任等の見立て

校内での検討

保護者との就学相談

専門的な視点からの見立て

高島市教育支援委員会



中学校

特別支援学校(中学部)

担任等の見立て

校内での検討

保護者との就学相談

専門的な視点からの見立て

高島市教育支援委員会



特別支援学校、高等学校、専門学校、福祉施設、就労など

早期発見・早期支援を生かし、
切れ目のない教育支援を目指す

2. 関係機関と連携した継続的な支援を要する主なケース


ケース③ 児童虐待が心配される児童生徒への対応

全国の虐待相談対応件数

2022年度 約22万件

2012年度 約6万5千件

2002年度 約2万4千件



身体的虐待	23.6%
ネグレクト	16.2%
性的虐待	1.1%
心理的虐待	59.1%

近年はヤングケアラーも課題

児童虐待の防止等に関する法律（H12～）

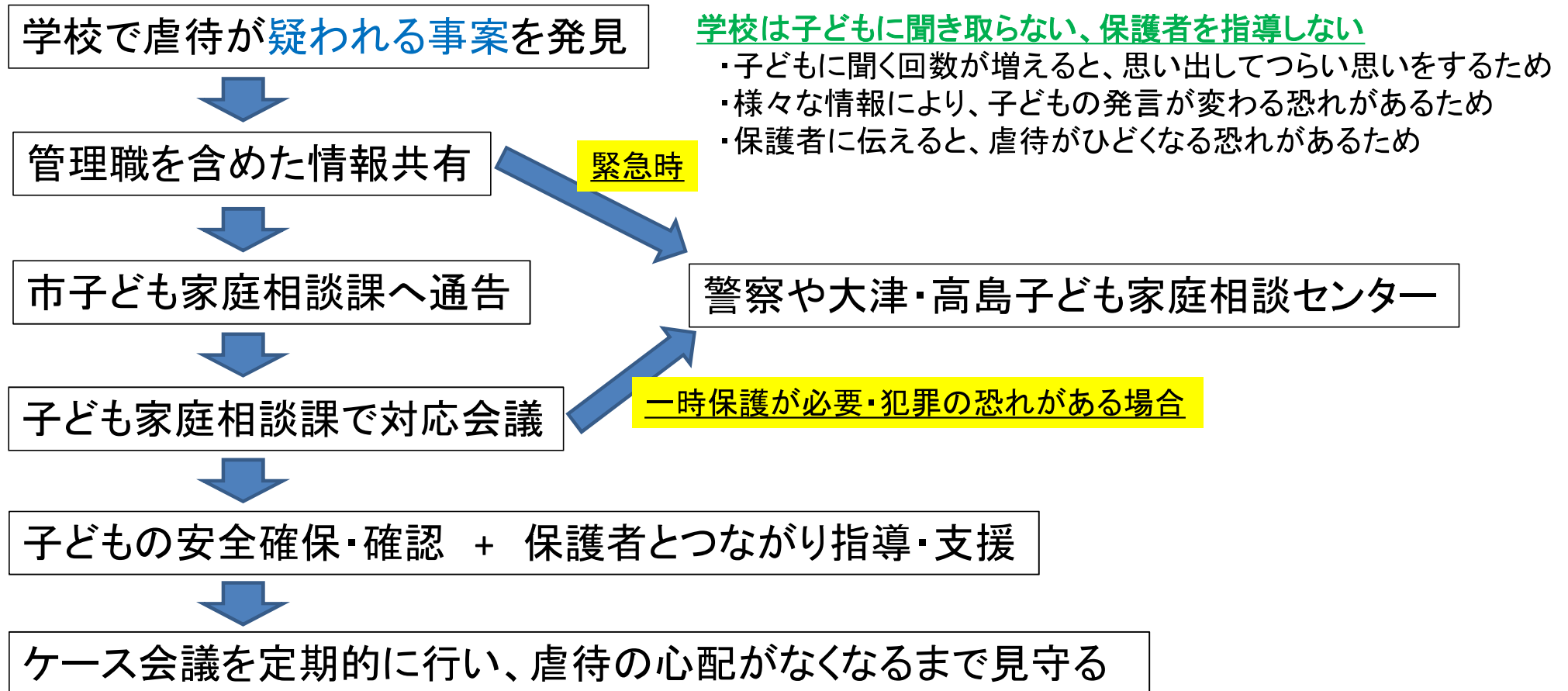
児童虐待の定義

(1) 身体的虐待 (2) 性的虐待 (3) ネグレクト (4) 心理的虐待

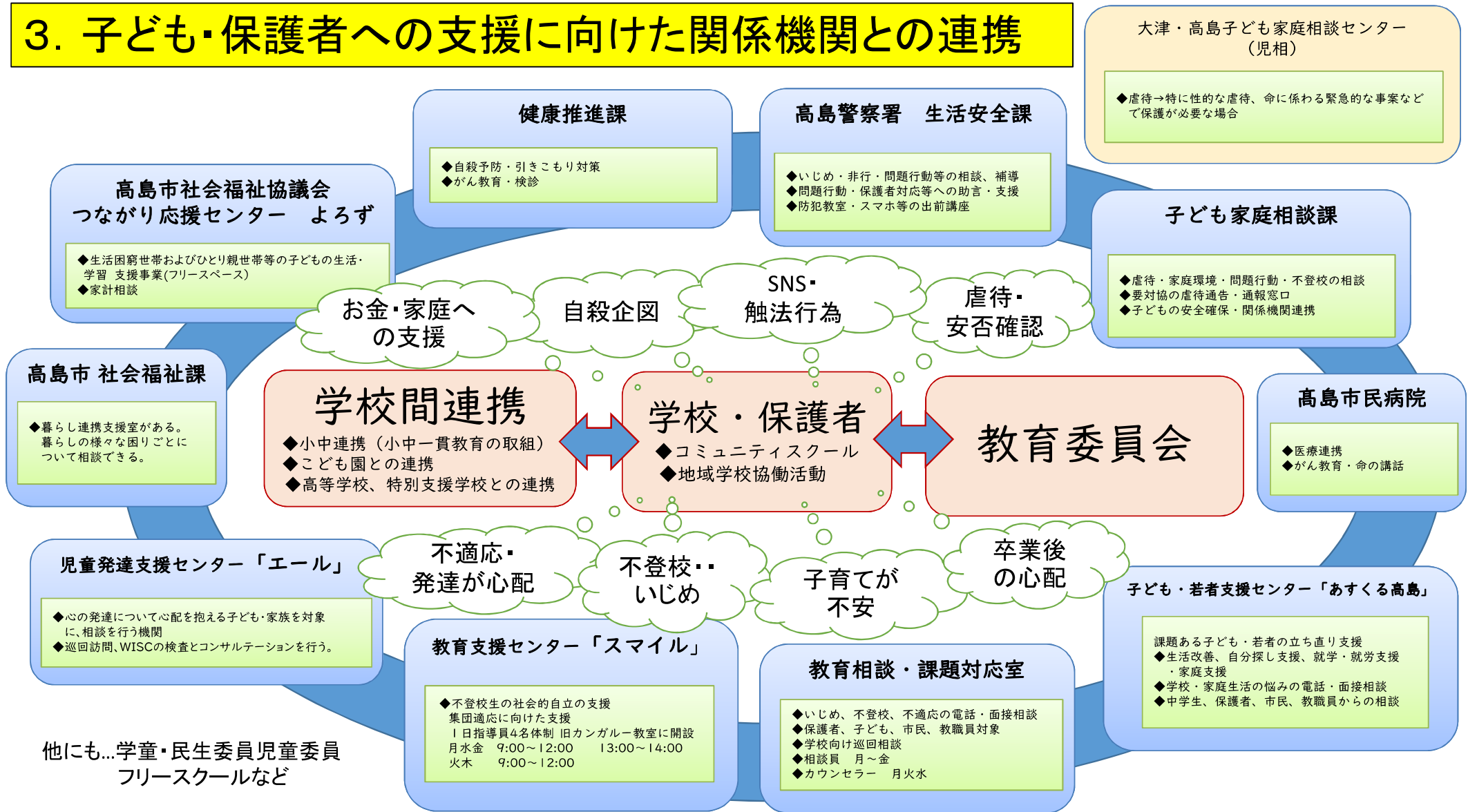
学校に求められる役割

- ・虐待を受けたと思われる子どもについて、市虐待対応担当課や児童相談所等へ通告する。(義務)
- ・児童相談所や市虐待対応担当課などから虐待に係る子どもまたは、保護者その他の関係者に関する資料または情報の提供が求められた場合、必要な範囲で提供する。
- ・虐待の早期発見に努める。(努力義務)・虐待防止の啓発に努める。(努力義務)
- ・虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護や自立支援に関し、関係機関への協力を行う。(努力義務)

高島市の虐待の疑いがある児童生徒への対応について



3. 子ども・保護者への支援に向けた関係機関との連携



高島市総合教育会議

こども若者応援ベース「みらくる」の
整備および概要について

子ども未来部 子ども家庭相談課

令和6年1月25日

こども若者応援ベース「みらくる」を開設しました！



こども若者応援ベース「みらくる」設置の経緯

平成28年5月改正：児童福祉法

市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための
拠点の整備に努めなければならない。

令和4年6月改正：児童福祉法（令和6年4月施行）

児童福祉と母子保健の組織を見直し、妊産婦・子育て世帯・子どもへ
一体的に相談支援を行う『こども家庭センター』の設置に努めること。

高島市においては、「総合計画」や「地域福祉計画」、「子ども・子育て
支援あくしょん・プラン」などの中で拠点の整備について盛り込んでいます。



施設の整備

【住所】高島市新旭町北畑45番地1（※旧やすらぎ荘を一部改修）



施設周辺には、児童発達支援センター「エール」や、障がい児者の通所事業所等が複数あるエリア

児童発達支援センター

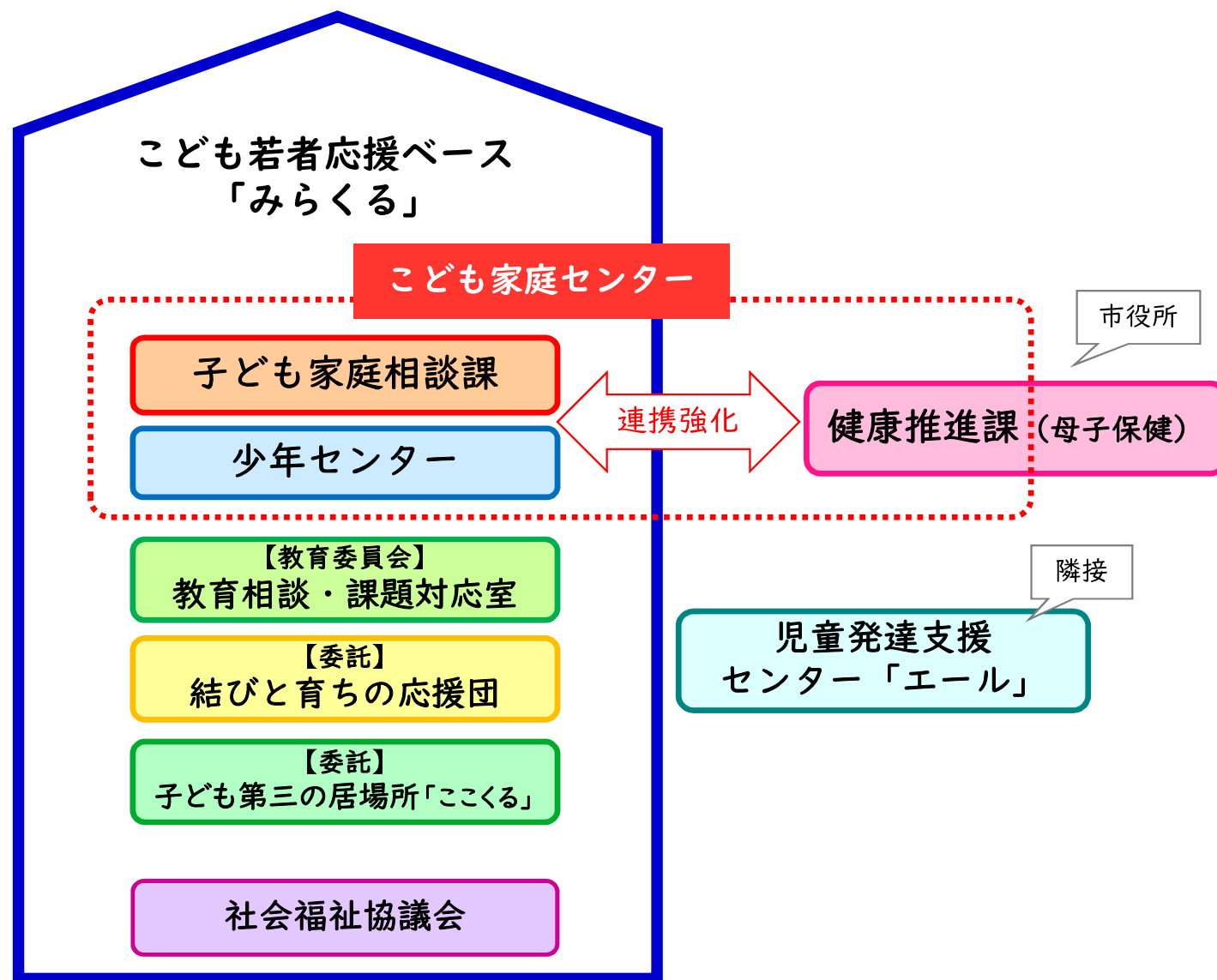
施設の名称は、「支援」という言葉を使わず、市民にとって利用しやすい「拠点」となるよう「こども若者応援ベース」としました。

また、施設愛称は、“こどもや若者ひとり一人に、輝く未来がやってくる”という意味を込め「みらくる」としました。



組織の体制

こどもや若者、子育て家庭に関する支援機関が集結し、隣接する児童発達支援センターや社会福祉協議会を含めた「相談モール」としての体制を整備。



こども家庭センターについて

こども家庭センター

健康推進課 (母子保健)

妊娠期や乳幼児期の
こどもや保護者の支援

連携強化

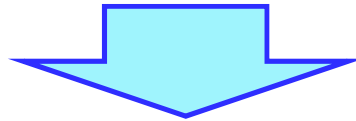
子ども家庭相談課 (児童福祉)

児童虐待や家庭の
問題に関する支援



少年センター

青少年・若者の
問題に関する支援



生まれる前から40歳までの支援を一体的に実施

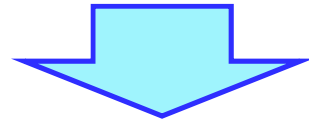
高島市
の特色

妊産婦
(生まれる前)

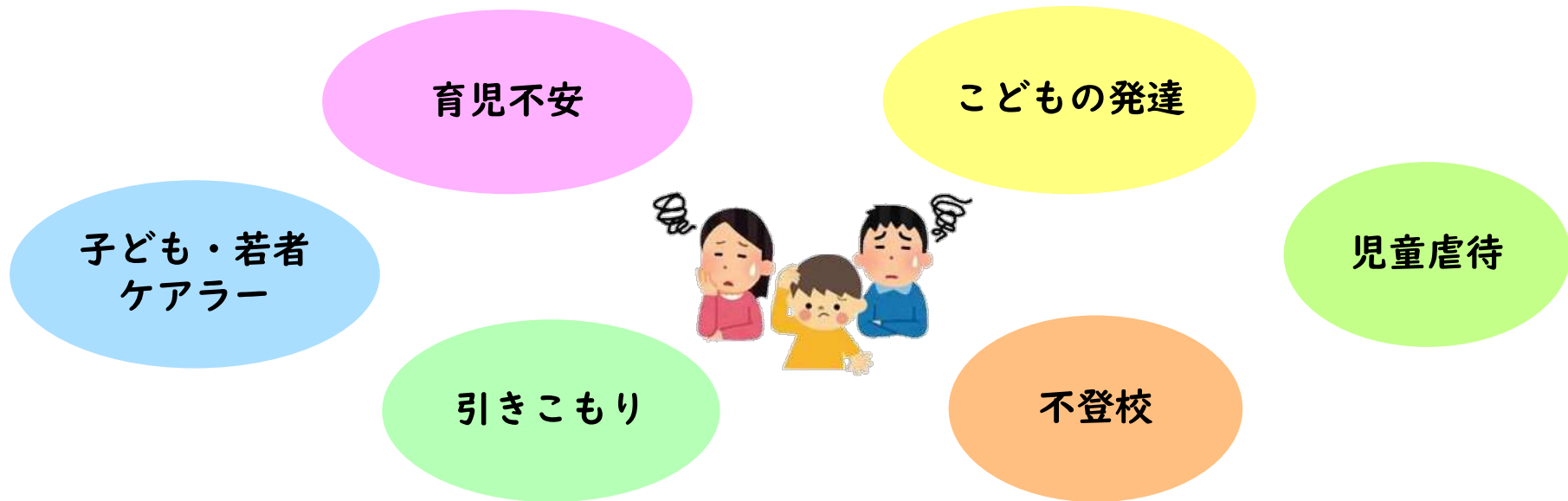
0~18歳未満のこども
子育て世帯

18~40歳未満の若者

生まれる前から40歳までの一体的な支援体制



育児不安や子どもの発達、児童虐待、不登校、引きこもり、子ども・若者ケアラーなど、こどもや若者、子育て家庭に関するさまざまな相談に対応することができます。



求められる役割と設置による効果

★ 総合相談窓口

こどもや若者・子育て家庭に関するさまざまな困りごとを、1か所で相談することができます。

- * たらい回しの防止
- * 家庭全体の相談支援体制の充実

★ 支援機関の総合調整

支援機関が多い時や役割分担が曖昧な時の調整役を担うことでスムーズな支援が行えます。

- * 合同ケース会議の開催（支援方針の検討や役割分担の明確化）
- * サポートプランの作成（支援内容を支援者や対象家庭と共有）
- * 専門職の連携体制強化（困難ケースの対応や予防的支援の充実）

★ 生まれる前（妊娠期）～40歳までの継続的な支援体制

虐待やDVなど家庭の問題が次世代へ連鎖することを防止します。

★ 関係機関や民間と連携した地域資源の開拓

地域に不足する資源を増やすことで、利用できる支援の幅が広がります。

こども若者応援ベース“みらくる”
の開設により
どう変わっていくのか？

悩んでいる保護者やこども・若者
にどのように寄り添っていくのか

不登校の相談で……

葛藤

学
を
行

交に行かない
学

私もは
し、これ以上は
無理!

不安



「去年の夏休み明
けから学校に行くの
を嫌がっている」

「毎朝、子どもと
は戦争みたいにな
っています」



学校

教育相談・課題対応室

不登校の相談

子ども家庭相談課

あすくる

学校



学校内で支援方針検討

しなかつ
たり...

支援計画

保護者の送迎
で学校に行く

別室で過ごす

給食だけでも
食べに行く

解決

宿題の量を減
らす

月1回保護者
との作戦会議

なかなか本人
と出会えない

別の課題があ
るのかも?

なかなか進展
しない

家族全体を見
る必要がある
かも

保育園では集
団行動苦手

漢字を書くの
がとても苦手

小学校の時に
WISCを受けた

登校をさせよう
と父親から暴

友達がなくな
って孤立

こころの病気が
ある母から離
れる不安

夫婦間での暴
力があり、パト
カーが来てい
た

母: 中学校でい
じめを受けた

母: 中学校で
は一時期不登
校に

学校に行くのをあれだけ嫌がってるし…行けなくても…

学校に行かないと学力も心配

私も仕事もあるし、これ以上は無理!

誰でもいいし助けて欲しい…



不登校の相談

「毎朝、子どもは戦争みたいになっています」

「去年の夏休み明けから学校に行くのを嫌がっている」

漢字を書くのがとても苦手

保育園では集団行動苦手

小学校の時にWISCを受けた

登校をさせようと父親から暴力

友達がなくて孤立

こころの病気がある母から離れる不安

夫婦間での暴力があり、パトカーが来ていた

母: 中学校でいじめを受けた

母: 中学校では一時期不登校に

学校



学校内で支援方針検討

支援計画

解決

なかなか本人と出会えない

別の課題があるのかも?

なかなか進展しない

家族全体を見る必要があるかも

学校

エール

心理士

統括支援員

相談課

保健師

あすくる



教育相談・課題対応室

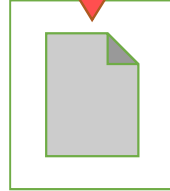
合同ケース会議で検討

解決

スマイル通所

発達検査

心理士面談



保健師

統括支援員

学校

エール

心理士

統括支援員

あすくる

保健師

相談課

スマイル

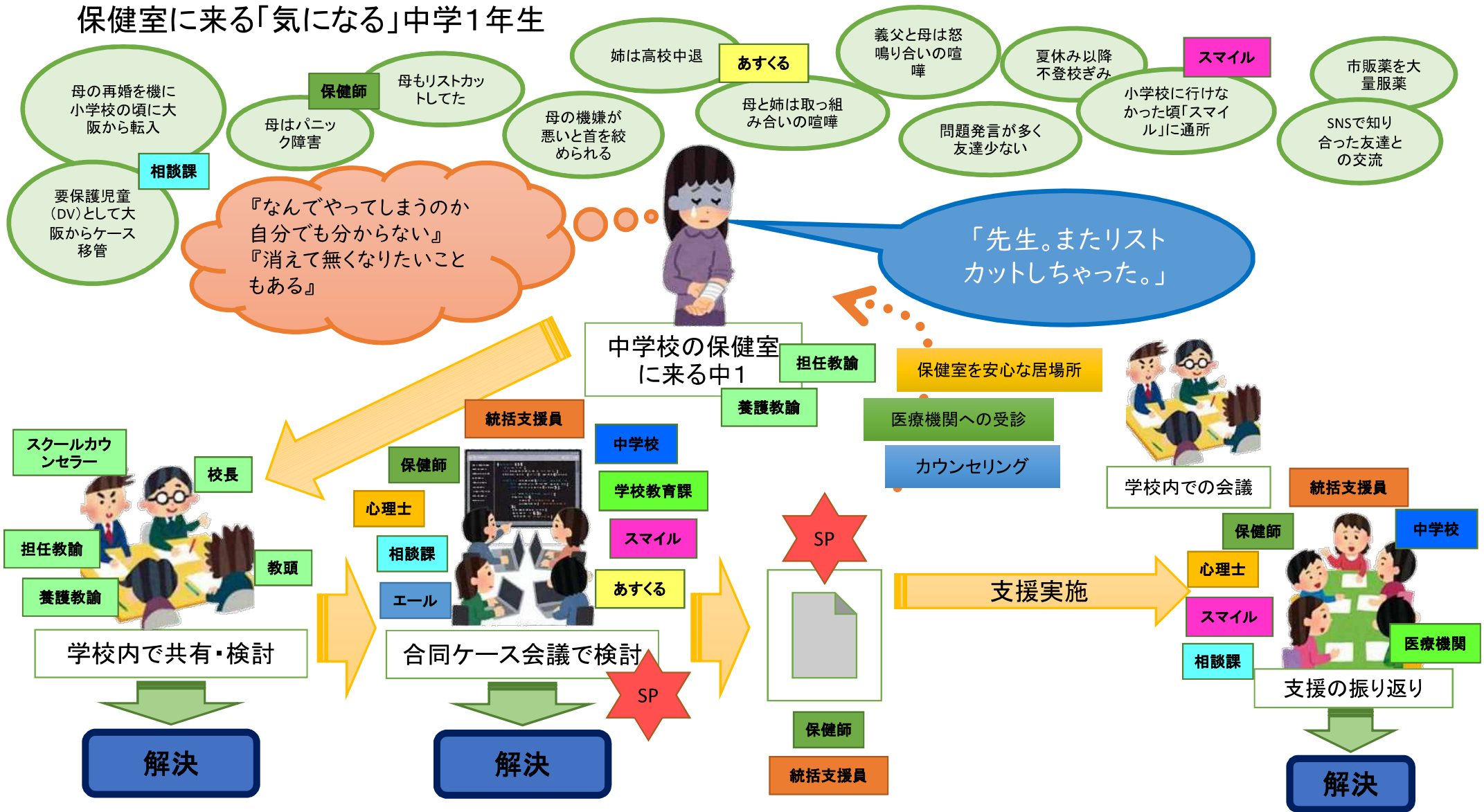


教育相談・課題対応室

支援の振り返り

解決

保健室に来る「気になる」中学1年生



こども若者応援ベース「みらくる」での新たな取り組み

“子ども第三の居場所” 事業

課題や困難を抱える子どもを対象に、子どもたちの孤立しやすい放課後の時間に、家庭や学校以外の場で、信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて「生き抜く力」を育む場所です。

委託先： 一般社団法人 ココヒト

名称： 「**ここくる**」

対象： 居場所が必要な **小学生・中学生、高校生等**

開設日： **火・木・金曜日の15時から19時**

内容： 家庭的な雰囲気の中で、生活習慣や学習の支援を行い、自立心や社会性を高めていきます。併せて、保護者への支援も行います。



こども若者応援ベース「みらくる」設置による効果

『切れ目なく 隙間なく 寄り添って』

子ども家庭問題の予防

奥に隠れている課題を見つけ、課題の拡張・拡散を防ぐ
つまり、不登校・引きこもり・非行・虐待・DV（デートDV）の**予防**

子ども若者支援・児童虐待支援の両輪対応の強化

妊娠期から40歳までの若者支援を拠点化することにより
子ども若者の**精神疾患の発症や虐待の連鎖、社会への不適応など**
次世代への影響を防止

ご清聴ありがとうございました

